

第 2 5 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和元年 7 月 1 0 日（水）午前 1 0 時開会

2. 開催場所 南阿蘇村役場 2 階 大会議室

3. 出席委員

1 番 島田 豊	3 番 宇藤 欣喜	4 番 渡邊 優子
5 番 笠野美津代	6 番 安達 英二	7 番 後藤 操
8 番 岩本 孝之	9 番 古澤 勝康	10 番 佐藤 久康
11 番 古澤 博保	12 番 興呂木和也	13 番 市原きみよ
14 番 村上 豊彦	15 番 宮崎 明	16 番 藤原 政信
17 番 長野美千代	18 番 荒牧 文博	19 番 大塚 恭徳

欠席委員 2 番 後藤 秀和

4. 議事日程

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 4 号	経営基盤強化促進法許可申請について

5. 事務局職員

事務局長	片島 弘幸
係長	後藤 行志、長野 リエ

6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局長	<p>皆様おはようございます。まず本総会の開催ですが委員総数 1 9 名、本日の出席 1 8 名で、南阿蘇村農業委員会会議規則第 7 条によりまして過半数の出席をいただいておりますので本総会の成立をご報告致します。それでは農業委員会憲章を出席者全員で唱和いたします。それでは皆さまご起立をお願い致します。</p> <p>それでは定刻になりましたので、第 2 5 回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。今回の農業委員会憲章の指揮は 1 4 番 村上豊彦委員、1 5 番 宮崎明委員をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">—農業委員会憲章の唱和—</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより以後の進行は会長が議長となり進行をお願いするところではございますが、本日会長が所用のため欠席をされておりますので、会議規則第 1 7 条の定めにより職務代理者が議長となり進行をお願い致します。それでは職務代理者よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>皆さんおはようございます。会長が所用で出席ができないということで、私、職務代理者の古澤が議事進行にあたらせていただきますので、何分にも不慣れでございますけ</p>

	<p>れども、皆さまのご協力を仰ぎながら進めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは只今から第25回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名人に14番村上豊彦委員、15番宮崎明委員を指名します。</p>
議長	<p>それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>はい朗読いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字 龜田 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■㎡ 外2筆計3筆 ■■■㎡ 賃借権設定（5年）となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字原口前 ■■■番 1 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 外7筆計8筆 ■■■㎡ 賃借権設定5年となっております。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字原口前 ■■■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 外1筆計2筆 ■■■㎡ 所有権移転贈与となっております。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字東中ノ原 ■■■番 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■㎡ 所有権移転売買となっております。</p> <p>番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字免ノ上 ■■■番 1 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■㎡ 外1筆計2筆 ■■■㎡ 所有権移転売買です。</p> <p>番号6：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字横道下 ■■■番 1 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 外2筆計3筆 ■■■㎡ 所有権移転売買となっております。</p> <p>番号7：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字尾崩 ■■■番 3 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 所有権移転売買です。</p> <p>番号8：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字御領水 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 外9筆計10筆 ■■■㎡ 所有権移転贈与となっております。</p> <p>以上8件ご審議方よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願い致します。</p>
8番	<p>議案第1号1番、2番、3番について8番の岩本が説明致します。1番、2番は譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人は■■■があつたり、高齢で農業ができないということで、譲受人に依頼されました。譲受人は■■■の後継者もいるということで、また大型機械を取り揃えているということで何ら問題ないと思われまふ。賃借権設定5年となっております。</p> <p>3番について譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。親子でございます、所有権移転贈与となっております。ご審議の程よろしくお願い致します。</p>

<p>7 番</p> <p>1 番</p> <p>3 番</p> <p>10 番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>4 番につきまして、7 番の後藤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人記載のとおりです。譲渡人の方は ██████████ 亡くなられて、農業ができないということで、この度所有権移転売買ということで話しがまとまっております。以上です。ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>5 番につきまして1 番の島田が説明します。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人と譲受人の土地が隣接しているということで所有権移転売買となっております。ご審議方よろしく申し上げます。</p> <p>議案1 号6 番につきまして3 番の宇藤がご説明申し上げます。譲受人、譲渡人は記載のとおりであります。譲渡人が農業経験がなく、今現在荒廃地になる寸前でありましたが、隣接する譲受人の方と話しができて、所有権移転売買になりました。よろしくお願い致します。</p> <p>議案第1 号7 番、8 番について10 番の佐藤が説明致します。議長の案件ですので代わりを務めさせていただきます。7 番ですが譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人は現在 ████████ 県の方に在住されておまして、高齢で農地の維持管理もできないということで、耕作は不可能であります。譲受人は現在農業法人の役員などされておまして、同じ集落内の人でありますので、この度所有権移転売買で申請があがっております。</p> <p>続きまして8 番につきまして説明します。譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人は親子でありまして、現在、譲受人の方が会社を退職されて農地を管理されております。この度所有権移転贈与の申請が上がっております。ご審議方よろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第1 号農地法第3 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1 号は原案どおり可決致します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして議案第2 号農地法第4 条の規定による許可申請について審議します。議案第2 号番号1 については ████████ 委員の案件ですので、 ████████ 委員の退席を求め、番号1 を先に審議致します。</p> <p>事務局に議案番号1 の朗読をお願い致します。</p> <p>朗読いたします。議案第2 号農地法第4 条の規定による許可申請について 番号1：申請人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字水溜 ████████ 番 ████████ 地目台帳現況ともに田 面積 ████████ m² 外1 筆計2 筆 ████████ m² 転用目的 個人住宅</p>

	建設となっております。番号1についてご審議方よろしくお願い致します。
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願い致します。
18番	議案第2号番号1について18番の荒牧がご説明致します。申請人と申請土地の状況は議案書記載のとおりです。隣接地は自己所有地であり、周辺農地への影響はなく何ら問題はないと思われまます。ご審議よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願い致します。 (異議なし)
議長	議案第2号番号1の農地法第4条の規定による許可申請について、異議のない方は挙手をもってお願い致します。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号1番は原案どおり可決致します。続きまして、議案第2号番号2農地法第4条の規程による許可申請について審議します。事務局に議案番号2の朗読をお願い致します。
事務局	はい。議案第2号農地法第4条の許可申請について、番号2：申請人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字百田 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的 個人住宅建設となっております。ご審議よろしくお願い致します。
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願い致します。
14番	それでは議案第2号の2番について14番の村上が説明致します。申請人は記載のとおりです。申請場所は■■■駅から■■■m北に行ったところになります。地震により住宅が壊れたため新たな住宅建設になります。隣接地にも確認の同意を得ておりますので、よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願い致します。 (異議なし)
議長	議案第2号番号2、農地法第4条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決します。
議長	続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。

事務局	<p>はい朗読いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字一の平原 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 外1筆計2筆 ■■■㎡ 転用目的 保養施設・研修施設・テニスコート 転用所有権移転有償となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字上尾崩 ■■■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的 住宅及び店舗建設 転用所有権移転有償となっております。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字上西原 ■■■番 1 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的 農家住宅建設 使用貸借権利設定移転です。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字田坪 ■■■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的 個人住宅 転用所有権移転有償です。</p> <p>番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字白川字女辻 ■■■番 3 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的 個人住宅 転用所有権移転無償となっております。</p> <p>以上5件、ご審議方よろしくお願い致します。</p>
議長	朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願い致します。
13番	<p>議案第3号1番について13番の市原が説明致します。譲渡人、譲受人、土地の状況につきましては記載のとおりとなっております。譲受人は熊本市で会社法人として■■■を経営され、社員が■■■名ほど雇用されていて以前から南阿蘇に会社の福利厚生施設を建設したいと考えておられたようで、許可がおりましたら施設・テニスコートを建設予定だそうです。建設が完了すれば管理する方が必要になるので、そういった場合地元の雇用を考えておられます。■■■から南へ400mほど上った位置で、周辺は新興住宅地内となっております。何ら問題はないと思われまますのでご審議よろしくお願い致します。</p>
10番	<p>議案第3号2番は議長の案件ですので、代わりに10番の佐藤が説明致します。申請人・申請土地については議案書記載のとおりであります。現在、譲受人は■■■に住んでおられまして、■■■として、■■■において借店舗で理容業をされているそうです。申請人は南阿蘇出身でどうしても地元で事業を展開し家族で永住したいという考えから、住宅及び店舗を建設したいということで今回の申請に至っております。申請箇所につきましては、■■■沿いの■■■さんから300m程南側に位置しており、許可が下り次第建設予定であります。地目につきましては農地であります但し周辺地域は■■■及び住宅地に囲まれておりまして、給排水施設も整備されているので何ら問題はないと思われまますのでご審議方よろしくお願い致します。</p>
14番	<p>議案第3号3番について14番の村上が説明致します。譲渡人、譲受人は親子関係です。熊本地震による被災で今回親御さんの家を建てるといことです。農家住宅です。使用貸借権利設定移転になります。よろしくお願い致します。</p>

<p>15番</p> <p>1番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>4番について15番の宮崎が説明します。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。現在譲受人は■■■■のみなし仮設に住んでおりまして、今回住宅を新築することになり申請されました。場所は■■■■地区の県道の近くにあります。譲渡人と譲受人は親子関係にあり、お互いの話し合いも合意しており何ら問題はありませのでよろしくお願い致します。</p> <p>5番につきまして1番の島田が説明します。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人、譲受人は親子でありまして、譲受人が子どもさんで県外に働いておられましたが農業がしたいという事で帰ってこれられ自宅の隣に個人住宅を建てたいという事で、転用所有権移転無償となっております。ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決致します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>5番</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>続きまして議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について、番号1番から9番の新規案件について審議します。番号1については宇藤委員の案件でございますので、宇藤委員には退席をお願いし、先に番号1について審議を行います。</p> <p>それでは事務局に議案番号1の朗読をお願い致します。</p> <p>はい朗読いたします。議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について 番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字下西原 ■■■■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■■㎡ 使用貸借件設定10年 相続権者同意書有となっております。ご審議よろしくお願い致します。</p> <p>朗読が終わりましたので、番号1番について地元委員の説明をお願い致します。</p> <p>議案第4号1番について5番笠野が説明します。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人は農業経験もなく荒廃地になりつつあり、近隣を耕作されている譲受人に相談されましたところ承諾してもらい、使用貸借権設定10年になりました。相続権同意書も添付してあります。ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。議案第4号番号1、経営基盤強化促進法許可申請について、</p>

異議がない方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第4号番号1は原案どおり可決致します。

事務局に議案番号2から番号9までの朗読をお願い致します。

事務局

はい朗読いたします。議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について、

番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字原口 番地目台帳現況ともに畑 面積 m^2 賃借権設定10年です。

番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字原口 番地目台帳現況ともに畑 面積 m^2 賃借権設定10年です。

番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字東中原 番地目台帳現況ともに畑 面積 m^2 外1筆計2筆 m^2 賃借権設定10年です。

番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字東中原 番地目台帳現況ともに畑 面積 m^2 賃借権設定10年です。

番号6：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字東井川上 番地目台帳現況ともに田 面積 m^2 外5筆計6筆 m^2 使用貸借権設定10年です。

番号7：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字一関字舞塚 番地目台帳現況ともに畑 面積 m^2 使用貸借権設定5年です。

番号8：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字長迫 番地目台帳現況ともに田 面積 m^2 外2筆計3筆 m^2 賃借権設定5年です。

番号9：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字左敷 番地目台帳現況ともに田 面積 m^2 外2筆計3筆 m^2 賃借権設定10年となっております。

以上、新規案件8件、再設定5件ご審議方よろしくお願い致します。

議長

ありがとうございます。朗読が終わりましたので番号2番から9番について地元委員の説明をお願い致します。

7番

議案第4号2番から6番まで7番の後藤がご説明申し上げます。まず2番ですが長年にわたりまして小作契約を結んでおられませんでした。今回賃借権設定10年で契約をされました。全部同じで2、3、4、5番とも今まで契約がなされておられませんでしたので正式に小作契約を結ばれたいということで、全部賃借権設定10年です。

6番につきましては、家も空き家になって誰もおられませんが、譲受人の方が長年荒れていた田んぼを使用貸借権設定で作るということで10年の契約になっています。何ら問題はないと思いますのでご審議よろしくお願い致します。

4番

4号7番について4番の渡邊が説明致します。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。譲渡人は勤めに出ており、農機具等もなく荒廃農地となりつつある農地でありました。隣接地で耕作されている方に訪ねて回ったところ、譲受人が引き受けてくださり契約の

<p>13番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>形となりました。使用貸借権設定5年です。ご審議よろしくお願い致します。</p> <p>議案第4号8番、9番について13番の市原が説明致します。8番につきまして、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人は市内に勤められており、耕作されることが困難ということで譲受人との話しがまとまり賃借権設定10年となっております。譲受人はアスパラ等も栽培されており、農業に意欲をもっておられて何ら問題はないと思われます。ご審議お願いします</p> <p>9番につきまして、譲渡人の方は以前他の方と契約されていましたが、その方が離農ということで、新たに譲受人の方と契約が賃借権設定10年となっております。譲受人はアスパラ生産、米つくりと意欲的に頑張っておられて何ら問題はないと思われます。ご審議よろしくお願い致します。</p> <p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。議案第4号経営基盤強化促進法の許可申請について、異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>以上で議案の審議は終了しますが、8月の総会の日程を決めたいと思います。8月9日金曜前後に開催したいと思いますがいかがでしょうか。10日が土曜日ですので9日金曜日でもいいですか。</p> <p>それでは8月総会開催日につきましては、8月9日金曜日に行いますのでよろしくお願い致します。また次回の農業委員会憲章の指揮は、16番藤原政信委員、17番長野美千代委員をお願い致します。よろしくお願い致します。その他で委員の皆さまから何かございませんか。</p> <p>なければ事務局から何かございませんか。</p> <p>はい。事務局から1、2点お願いします。農業委員の活動記録簿の提出をまたいつもどおりお願いします。それと荒廃農地の調査が7月いっぱい、8月の総会日までに提出していただくことにしておりますので、よろしくお願い致します。</p> <p>それともう一点、8月29日に県農地利用最適化推進大会が県立劇場で開催される予定となっております。29日木曜日となっております。詳細がわかり次第お伝えしたいと思いますので、日程の調整の程よろしくお願い致します。</p> <p>慎重な審議ありがとうございました。今から午後は少し雨が強まるような予報でございますので、どこかで強い雨が降る可能性もございます。皆さんの地域は自分たちで守るような気持ちで怪我等ないように健康にも十分留意しながら頑張っていたきたいと思います。以上をもって第25回南阿蘇村農業委員会総会を終了させていただきます。どうもお疲れ様でございました。</p>

7. 閉会時刻 10時40分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

農業委員会議長

後藤 秀和

議事録署名者

14番 村上 豊彦

15番 宮崎 明